第二条の二中「第一条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権若しくはこれと内容を同じくするその他の権利を取得しようとする場合には、第一号から第四号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項）」を削り、同条第一号中「、住所及び職業」を「及び住所」に、「名称」を「その名称及び」に、「、業務の内容及び」を「並びに」に改め、同条第二号中「土地」を「申請に係る土地」に、「同様とする」を「同じ」に、「、利用状況、普通収穫高及び耕作者」を「及びその所有者」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　申請に係る土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

第二条の二第五号を次のように改める。

五　権利を取得しようとする者又はその世帯員等についての次に掲げる事項

イ　これらの者が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地及び採草放牧地の利用の状況

ロ　これらの者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

第二条の二第六号を削り、同条第七号イ中「法人」を「農業生産法人」に、「その実施状況」を「売上高」に改め、同号ロ及びハ中「法人」を「農業生産法人」に改め、同号ハ中「対する」を「対して権利を設定又は移転した」に、「に係る権利の設定又は移転の状況」を「の面積」に改め、同号ニ中「法人」を「農業生産法人」に改め、同号ト中「法人」を「農業生産法人」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘ中「第二条第七項第二号ト」を「第二条第三項第二号チ」に、「法人」を「農業生産法人」に改め、「状況」の下に「（その構成員が法第二条第三項第二号の政令で定める者である場合には、これらに加えて、令第一条第一号から第四号までに掲げる者のいずれかである旨）」を加え、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「法人」を「農業生産法人」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　法第二条第三項第二号ホに掲げる者が構成員となつている場合には、その構成員がその農業生産法人に委託している農作業の内容

第二条の二中第十一号を第十三号とし、同条第八号から第十号までの規定を次のように改める。

十　所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、その事由

十一　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

十二　権利を取得しようとする者が法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けようとする場合には、次に掲げる事項

イ　地域の農業における他の農業者との役割分担の計画

ロ　その者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

第二条の二中第七号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七　信託の引受けにより法第三条第一項本文に掲げる権利が取得される場合には、当該信託契約の内容

八　権利を取得しようとする者が個人である場合には、権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

九　権利を取得しようとする者又はその世帯員等が権利の取得後においてその耕作又は養畜の事業に供する農地及び採草放牧地の面積

第二条の二に次の一項を加え、同条を第十一条とする。

2　次のいずれかに該当する場合には、令第三条第一項の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号まで及び第十三号に掲げる事項とする。

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得しようとする場合

二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が農地若しくは採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は農業協同組合法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

三　前条第二項第八号に規定する場合

第二条第一項及び第二項中「第一条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第四条第一号及び第八条第三項第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「独立行政法人（」及び「をいう。以下同じ。）」を削り、「第一条の六第一項第二号」を「第六条第一項第一号ロ」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「第二条第七項第二号ト」を「第二条第三項第二号チ」に、「その法人」を「その農業生産法人」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、「書面」の下に「（その構成員が法第二条第三項第二号の政令で定める者である場合には、当該書面及び令第一条第一号から第四号までに掲げる者のいずれかであることを証する書面）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第一条の六第一項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に、「第三条の三第一項」を「第十九条第二項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を次のように改める。

七　法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けようとする者にあつては、同条第三項第一号に規定する条件その他農地又は採草放牧地の適正な利用を確保するための条件が付されている契約書の写し

第二条第二項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同条を第十条とする。

第一条の七中「第二条第八項」を「第二条第四項」に改め、同条を第九条とする。

第一条の六中「第二条第七項第三号」を「第二条第三項第三号」に、「第二条の二第七号ニ及びト、第十三条の三第六号及び第九号」を「第十一条第一項第六号ニ及びチ、第五十九条第六号及び第十号」に改め、同条を第八条とする。

第一条の五中「第一条第三号」を「第二条第三号」に改め、同条を第七条とする。

第一条の四中「第二条第七項第二号ニ」を「第二条第三項第二号ニ」に、「六箇月」を「六月」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（農作業の範囲）

第六条　法第二条第三項第二号ホの農林水産省令で定めるものは、農産物を生産するために必要となる基幹的な作業とする。

第一条の三中「第二条第七項第二号イ」を「第二条第三項第二号イ」に改め、同条第二号中「六箇月」を「六月」に改め、同条を第四条とする。